

◎ 刑法等の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十四章 名誉に対する罪</p> <p>（名誉毀損）</p> <p>第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（公共の利害に関する場合の特例）</p> <p>第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。</p> <p>2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事實は、公共の利害に関する事実とみなす。</p> <p>3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。</p>	<p>第三十四章 名誉に対する罪</p> <p>（名誉毀損）</p> <p>第二百三十条 〔同上〕</p> <p>（公共の利害に関する場合の特例）</p> <p>第二百三十条の二 〔同上〕</p>

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(加害目的誹謗等)

第二百三十一条の二 人の内面における人格に対する加害の目的で、これを誹謗し、又は中傷した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2| 前項の行為については、第二百三十条の二の例による。

(親告罪)

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

[新設]

(親告罪)

第二百三十二条 [同上]

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（損害賠償命令の申立て）</p> <p>第二十三条 次に掲げる罪に係る刑事被告人事件（刑事訴訟法第四百五十一條第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告人事件の係属する裁判所（地方裁判所及び簡易裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告人事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 次に掲げる罪又はその未遂罪</p> <p>イ〜ハ 〔略〕</p> <p>ニ 刑法第二百三十條（名誉毀損）、第二百三十一條（侮辱）又は第二百三十一條の二（加害目的誹謗等）の罪</p> <p>ホ イからニまでに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（前号に掲げる罪を除く。）</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>（損害賠償命令の申立て）</p> <p>第二十三条 次に掲げる罪に係る刑事被告人事件（刑事訴訟法第四百五十一條第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告人事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告人事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 次に掲げる罪又はその未遂罪</p> <p>イ〜ハ 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>ニ イからハまでに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（前号に掲げる罪を除く。）</p> <p>2・3 〔略〕</p>

<p>(申立ての却下)</p> <p>第二十七条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 刑事訴訟法第五条の決定により、刑事被告事件が地方裁判所及び簡易裁判所以外の裁判所に係属することとなったとき。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(申立ての却下)</p> <p>第二十七条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 刑事訴訟法第四条、第五条又は第十条第二項の決定により、刑事被告事件が地方裁判所以外の裁判所に係属することとなったとき。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
--	---

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）（抄）（第三条及び附則第六条関係）（傍線部分は第三条による改正部分、点線部分は附則第六条による改正後の令和三年改正法による改正部分、網掛け部分は附則第六条による改正部分）

<p>附則第六条による改正後の 令和三年改正法による改正後</p>	<p>第三条による改正後</p>	<p>現 行</p>
<p>目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 損害賠償責任の制限（第三条・第四、四） 第三章 発信者情報の開示請求等（第五条、第七） 第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条、第十八） 附則 第一章 総則 (趣旨) 第一条 この法律は、特定電気通信に係る情報によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責</p>	<p>〔新設〕 (趣旨) 第一条 この法律は、特定電気通信に係る情報によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責</p>	<p>(趣旨) 第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害</p>

任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び**第五条第三項**において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。

- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。**第五条第二項**において同じ。）をいう。

- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通

任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び**第四条第一項**において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。

- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）をいう。

- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通

賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。

- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）をいう。

- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通

信設備（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信業務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信業務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。同条第三項において同じ。）を提供する者をいう。

四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置に情報を入力した者をいう。

五 侵害情報 特定電気通信に係る情報によつて自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報という。

六 発信者情報 氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものその他これらに準ずると認められる情報をいう。

七 開示関係役務提供者 第五条第一項に

信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。

四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置に情報を入力した者をいう。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。

四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

規定する特定電気通信役務提供者、同条第二項に規定するドメイン名役務提供者及び同項に規定する関連電気通信役務提供者をいう。

八 発信者情報開示命令 第八条の規定による命令をいう。

九 発信者情報開示命令事件 発信者情報開示命令の申立てに係る事件をいう。

第二章 損害賠償責任の制限

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信に係る情報によって他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、次の各号のいずれかに該当する場合（当該特定電気通信が不特定の者によって受信されることを目的とするものである場合にあっては、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずること

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信に係る情報によって他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、次の各号のいずれかに該当する場合（当該特定電気通信が不特定の者によって受信されることを目的とするものである場合にあっては、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずること

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者

が技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するとき）でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信に係る情報によつて他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信に係る情報を知っていた場合であつて、当該特定電気通信に係る情報によつて他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠

が技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するとき）でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信に係る情報によつて他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信に係る情報を知っていた場合であつて、当該特定電気通信に係る情報によつて他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠

が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によつて他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流通によつて他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠

償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信に係る情報によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信に係る情報によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信に係る情報によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信に係る情報によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第四条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意

償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第四条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の

(公職の候補者等に係る特例)

第四條 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報(選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。)の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 特定電気通信に係る情報であつて、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画(以下この条において「特定文書図画」という。)に係るものによつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第

しない旨の申出がなかつたとき。

(公職の候補者等に係る特例)

第三條の二 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報(選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。)の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 特定電気通信に係る情報であつて、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画(以下「特定文書図画」という。)に係るものによつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条第一項

申出がなかつたとき。

(公職の候補者等に係る特例)

第三條の二 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報(選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。)の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 特定電気通信による情報であつて、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画(以下「特定文書図画」という。)に係るものの流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条第一

八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)をいう。次号において同じ。から、当該名誉を侵害したとする情報(以下この条において「名誉侵害情報」という。)、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨(以下この条において「名誉侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置(以下この条において「名誉侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送

又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)をいう。以下同じ。から、当該名誉を侵害したとする情報(以下「名誉侵害情報」という。)、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨(以下「名誉侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置(以下「名誉侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、

項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)をいう。以下同じ。から、当該名誉を侵害したとする情報(以下「名誉侵害情報」という。)、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨(以下「名誉侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置(以下「名誉侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会

信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

二 特定電気通信に係る情報であつて、特定文書図画に係るものによつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第四百十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下この号において同じ。）が同項又は同法第四百十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されてい

当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

二 特定電気通信に係る情報であつて、特定文書図画に係るものによつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第四百十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。）が同項又は同法第四百十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

二 特定電気通信による情報であつて、特定文書図画に係るもの流通によつて自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第四百十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。）が同項又は同法第四百十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

ないとき。

第三章 発信者情報の開示請求等

(発信者情報の開示請求)

第五条 特定電気通信に係る情報によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る発信者情報のうち、特定発信者情報(発信者情報であつて専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

[新設]

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信に係る情報によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものその他これらに準ずると認められる情報をいう。以下同じ。)のうち、特定発信者情報(発信者情報であつて専ら侵害関連通信(侵害情報の発信者による当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務(特定電気通信設備を用いて提供する電気通信業務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信業務をいう。)をいう。)を利用した当該侵害情報以外の情報の電気

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。

- 一 当該開示の請求に係る侵害情報によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
 - イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る特定発信者情報以外の発信者情報

- 通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。)
- に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)
- 以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。
- 一 侵害情報によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
 - 三 当該特定電気通信役務提供者が当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

- 一 侵害情報の流通によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

〔新設〕

を保有していないと認めるとき。

ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であつて総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によつては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2 特定電気通信に係る情報によつて自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る電気通信事業法第六十四条第

2 特定電気通信に係る情報によつて自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る電気通信事業法第六十四条第

〔新設〕

二項第二号に掲げるドメイン名の取得、維持又は管理に関する役務を提供する者であつて総務省令で定めるもの（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「ドメイン名役務提供者」という。）に対しては当該ドメイン名役務提供者が保有する当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る発信者情報の開示を、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対しては当該侵害関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を、それぞれ請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために

二項第二号に掲げるドメイン名の取得、維持又は管理に関する役務を提供する者であつて総務省令で定めるもの（当該特定電気通信に係る開示関係役務提供者である者を除く。以下この条において「ドメイン名役務提供者」という。）に対し、当該ドメイン名役務提供者が保有する当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために

必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

3| 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者による当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用した当該侵害情報以外の情報又は侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、若しくはその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

〔削る〕

必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

3| 開示関係役務提供者及びドメイン名役務提供者は、前二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

4| 第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはなら

2| 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

3| 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

〔削る〕

〔開示関係役務提供者の義務等〕

第六条 〔略〕

〔発信者情報の開示を受けた者の義務〕

第七条 〔略〕

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続

〔発信者情報開示命令〕

第八条 裁判所は、特定電気通信に係る情報によつて自己の権利を侵害されたとする者

ない。

5 開示関係役務提供者及びドメイン名役務提供者は、第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者及びドメイン名役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

〔日本の裁判所の管轄権〕

第九条 〔略〕

〔新設〕

〔管轄〕

第十条 〔略〕

〔新設〕

〔発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等〕

第十一条 〔略〕

〔新設〕

〔発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等〕

第十二条 〔略〕

〔新設〕

〔発信者情報開示命令の申立ての取下げ〕

第十三条 〔略〕

〔新設〕

<p>〔発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え〕 第十四条 〔略〕</p> <p>〔提供命令〕 第十五条 〔略〕</p> <p>〔消去禁止命令〕 第十六条 〔略〕</p> <p>〔非訟事件手続法の適用除外〕 第十七条 〔略〕</p> <p>〔最高裁判所規則〕 第十八条 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	
---	---	--

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第二十七号)(抄)(附則第六条関係)
 (傍線部分は改正部分)

※ 改正法本則部分については五ページ以降を参照のこと。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(発信者の意見の聴取に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の前にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律<u>第四条第三項</u>の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(次条において「新法」という。)第六条第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(発信者の意見の聴取に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の前にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律<u>第四条第二項</u>の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(次条において「新法」という。)第六条第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二百三十五条 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。ただし、刑法第二百三十二条第二項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十条、第二百三十一条又は第二百三十一条の二の罪につきその使節が行う告訴については、この限りでない。</p> <p>第二百四十四条 刑法第二百三十二条第二項の規定により外国の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十一条及び前条の規定にかかわらず、外務大臣にこれをすることができる。日本国に派遣された外国の使節に対する刑法第二百三十条、第二百三十一条又は第二百三十一条の二の罪につきその使節が行う告訴又はその取消も、同様である。</p>	<p>第二百三十五条 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。ただし、刑法第二百三十二条第二項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十条又は第二百三十一条の罪につきその使節が行う告訴については、この限りでない。</p> <p>第二百四十四条 刑法第二百三十二条第二項の規定により外国の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十一条及び前条の規定にかかわらず、外務大臣にこれをすることができる。日本国に派遣された外国の使節に対する刑法第二百三十条又は第二百三十一条の罪につきその使節が行う告訴又はその取消も、同様である。</p>

改 正 案	現 行
<p>（執行文付与の訴え） 第三十三条 〔略〕</p> <p>2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>一の二 第二十二條第三号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令並びに損害賠償命令事件に関する手続における和解及び請求の認諾に係るもの 損害賠償命令事件が係属していた地方裁判所又は簡易裁判所</p> <p>一の三〜六 〔略〕</p>	<p>（執行文付与の訴え） 第三十三条 〔略〕</p> <p>2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>一の二 第二十二條第三号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令並びに損害賠償命令事件に関する手続における和解及び請求の認諾に係るもの 損害賠償命令事件が係属していた地方裁判所</p> <p>一の三〜六 〔略〕</p>